第5回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき　平成19年7月3日（火）
ところ　KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「地域自治組織等の取扱い」と合併市町村基本計画の素案について会長へ報告がありました。
また、前回提案15件の協議項目のうち14件（一部承認含む）が承認されたほか、今回は14件の協議項目が提案されました。

報告事項

▼第3回議員専門部会報告

1　協議第8号　地域自治組織等の取扱いについては、次のとおり協議会に報告しました。
合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。
(1)名称は富合町とする。
(2)設置期間は、合併の日から5年間とする。

2　協議第11号　合併市町村基本計画については、熊本市・富合町新市基本計画（素案）について、協議会に提案しました。

富合町に合併特例区を設置　承認

承認された項目

▼協議第8号　地域自治組織等の取扱い

○合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置します。名称は富合町とし、設置期間は合併の日から5年間とすることが承認されました。

合併特例区
合併後の一定期間（5年以内）、合併前の市町村を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格や予算編成権、人事権等を有する。）を設置することができ、規約で定める次のような事務を処理することができます。
1．合併前の市町村において処理されていた事務であって、一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。
2．その他合併特例区が処理することが特に必要な事務。

※合併特例区規約等については、別途協議します。

▼協議第12号　特別職の身分の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

■常勤の特別職（教育長を含む）
富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとします。

■非常勤の特別職
富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整を行います。
また、富合町の農業委員会委員及び消防団員の取扱いについては、別途協議を行います。

▼協議第22号　介護保険事業の取扱い

○次のとおり取り扱うものとして承認されました。

■家族介護者教室開催
■家族介護者リフレッシュ事業
■高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業
熊本市のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中（平成18～20年度）は現行のままとし、第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）から富合町を含む新市の事業として継続します。

■介護保険料
第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、第4期介護保険事業計画から、熊本市の制度に統合します（右表参照）。

■食の自立支援事業
富合町のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、その後の取り扱いについては、平成20年度までに検討します。

▼熊本市の介護保険料の現状

		熊本市
基　準　額		55,200円／年 （4,600円／月）
所得段階	対象になる方	保険料率
第１段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯	基準額×0.50
第２段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50
第３段階	住民税非課税世帯で第１・第２段階に該当しない	基準額×0.75
第４段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	基準額×1.00
第５段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25
第６段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満	基準額×1.50
第７段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上	基準額×1.75
納　　期	4月～翌3月　12期	